

パターンB

新たに介護サービス事業と総合事業を同時一体的に行う場合

- ①【市内に所在する事業所】 ※指定申請手数料は不要
訪問介護と同時一体的に指定を受ける場合。
- ②【市外に所在する事業所】 ※指定申請手数料は不要
本市の総合事業(予防給付型・生活支援型サービス)の指定を受ける場合。

※市内事業所は訪問介護の指定申請書類に加え、下記の書類

	必要書類	様式	備考
1	指定申請書	別紙様式第三号(四)	
2	訪問型サービスの指定に係る記載事項	付表第三号(一)	
3	誓約書(欠格)	標準様式5	
4	北九州市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	様式7	※加算を算定しない場合も提出をお願いします。
5	北九州市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制状況一覧表 ※注1	様式7-1	

★市外事業所は、上記書類に加え、事業所所在地の指定権者に係る以下の書類をご提出ください。

- ・訪問介護の指定申請書類一式の写し
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の写し

※事業所所在地で指定を受けた後、指定通知書の写しを速やかに提出してください。

★福岡県外に所在する事業所は、誓約書(暴力団排除)(様式5)の提出もお願いします。

★予防給付型サービス事業所が、介護職員処遇改善加算を算定する場合は、別途届出が必要です。